

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成24年11月5日
【四半期会計期間】 第117期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）
【会社名】 株式会社栗本鐵工所
【英訳名】 Kurimoto,Ltd.
【代表者の役職氏名】 取締役社長 福井 秀明
【本店の所在の場所】 大阪市西区北堀江一丁目12番19号
【電話番号】 大阪6538局7719
【事務連絡者氏名】 執行役員 総合企画室長 小島 眞也
【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋四丁目1番9号

（株式会社栗本鐵工所東京支社）
【電話番号】 東京3436局8001
【事務連絡者氏名】 総務部長 佐藤 容啓
【縦覧に供する場所】 株式会社栗本鐵工所東京支社

（東京都港区新橋四丁目1番9号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第116期 第2四半期 連結累計期間	第117期 第2四半期 連結累計期間	第116期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高（百万円）	42,462	45,641	97,075
経常利益（百万円）	582	2,272	3,708
四半期（当期）純利益（百万円）	442	1,569	2,206
四半期包括利益又は包括利益（百万円）	522	825	2,104
純資産額（百万円）	39,502	42,673	42,116
総資産額（百万円）	120,120	122,230	129,052
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	3.35	11.88	16.69
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）			
自己資本比率（％）	32.7	34.7	32.4
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	3,273	3,072	8,320
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	833	682	1,788
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	2,232	2,729	3,450
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高（百万円）	16,777	19,262	19,646

回次	第116期 第2四半期 連結会計期間	第117期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日
1株当たり四半期純利益金額（円）	8.52	8.16

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2．売上高には、消費税等は含まれていない。

3．潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済の状況は、東日本大震災からの復興需要を背景として、緩やかに回復する兆しがみられたものの、円高・デフレ基調の継続、欧州債務問題の長期化、新興国の景気減速感等、依然として先行き不透明な状況で推移した。

このような状況の中で、当社グループの当第2四半期連結累計期間の業績は、機械部門で海外向け鍛圧機の増加、化学装置部門で工事進行基準による大型物件の売上計上に加え、二次電池関連プラントの完工などにより、売上高は前第2四半期連結累計期間比3,178百万円増収の45,641百万円となった。

利益面では増収による増益に加え、原材料を中心に原価改善が進んだことなどにより、営業利益は2,635百万円(前第2四半期連結累計期間比1,653百万円増益)、経常利益は2,272百万円(前第2四半期連結累計期間比1,689百万円増益)となった。

また、四半期純利益は、特別損失として投資有価証券評価損他を計上したことにより、1,569百万円(前第2四半期連結累計期間比1,127百万円増益)となった。

セグメントの業績は、次の通りである。

「パイプシステム事業」は、売上高については、鉄管部門において、耐震管を中心に前年並みに推移し、バルブ部門においても電力・鉄鋼分野での増加、海外向けを中心に高機能バルブの出荷が堅調に推移したことなどにより、前第2四半期連結累計期間比798百万円増収の25,089百万円となった。

営業利益については、鉄管部門で耐震管を中心とした高付加価値製品の出荷増加および原価低減に加え、バルブ部門でも増収による増益に加え、個別物件ごとの原価改善が進んだことなどにより、前第2四半期連結累計期間比999百万円増益の1,516百万円となった。

「機械システム事業」は、売上高については、機械部門において、海外向けの鍛圧機の増加、化学装置部門で工事進行基準による大型物件の売上計上に加え、二次電池関連プラントの完工などにより、前第2四半期連結累計期間比2,913百万円増収の12,482百万円となった。

営業利益については、増収による増益に加え、各種原価改善などにより、前第2四半期連結累計期間比329百万円増益の782百万円となった。

「産業建設資材事業」は、売上高については、化成品部門において、夏の電力需給逼迫懸念から工事の前倒し発注による電力、農下水向けの出荷が増加したものの、建材部門において、消音製品などの出荷が減少したことにより、前第2四半期連結累計期間比533百万円減収の8,069百万円となった。

営業利益については、建材部門において減収により減益となったものの、化成品部門では増収による増益に加え売上構成の改善などにより、前第2四半期連結累計期間比96百万円増益の156百万円となった。

(2)財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、商品及び製品、仕掛品などが増加した反面、受取手形及び売掛金、投資有価証券などの減少により、前連結会計年度末比6,821百万円減少の122,230百万円となった。

一方、負債においては支払手形及び買掛金、短期借入金、長期借入金などの減少により、前連結会計年度末比7,379百万円減少の79,557百万円となった。

純資産においては、四半期純利益の計上、その他有価証券評価差額金などの減少、配当金の支払いにより、前連結会計年度末比557百万円増加の42,673百万円となった。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末より384百万円減少の19,262百万円となった。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加は3,072百万円となった。これは売上債権の減少による資金の増加、たな卸資産の増加による資金の減少、仕入債務の減少による資金の減少などによるものである。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動による資金の減少は682百万円となった。これは主に有形及び無形固定資産の取得によるものである。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は2,729百万円となった。これは主に短期借入金、長期借入金の返済によるものである。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりである。

(株式会社の支配に関する基本方針について)

当社は、平成20年5月26日開催の取締役会において「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を決議し、平成23年5月23日開催の取締役会において「基本方針の実現に資する取組み」を決議し、同年6月29日開催の第115回定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為への対応策」の承認決議を受けている。

1. 基本方針の概要

当社の株式は譲渡自由が原則であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に影響を及ぼす可能性のある当社株式の買付提案・買付行為等に賛同するか否かの判断についても、株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えている。

しかし、当社株式の買付行為等の中には、その内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定される。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではなく、係る買付行為等に対しては必要かつ相当な対抗措置をとる必要があると考えている。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社では、基本方針の実現に資するものとして、以下に掲げる取組みを推進している。

(1) 企業価値・株主共同の利益の向上に資する「経営方針」について

当社は、1909年の創業以来100年余、ステークホルダーの皆様との信頼関係を基盤とし、お客様満足第一のモノづくりに徹することにより、社会のインフラ整備やライフラインの拡充に貢献してきた。

今後もトータル・クオリティ・サービスでおお客様の信頼を得、お客様に本当に満足していただくことによって、持続的成長を目指していくことを当社及びグループ会社の「経営基本方針」としている。

(2) 企業価値・株主共同の利益向上に資する「コーポレート・ガバナンス(企業統治)の充実施策」について

当社は、グループ会社と共に企業価値・株主共同の利益の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実に向け、次の施策を実施している。

経営上の意思決定、業務執行及び監督

最高意思決定機関及び監督機関として取締役会のほか、代表取締役社長を中心としたメンバーによる経営会議を設置し、取締役会の機能補完と意思決定の迅速化を図っている。さらに、執行役員制度を導入し、取締役の業務執行機能の一部を執行役員に権限委譲することで、取締役の管理・監督機能を相対的に強化している。

また、当社の経営監査機関として、監査役会を設置している。監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、内部統制の運営状況等の確認を行い、必要に応じて取締役会に意見を述べるなど、取締役の職務執行に対する監査を行っている。

内部統制システム

当社は、内部統制システムについての具体的な取組みとして、企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を整備し、また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めている。

3. 当社株式等の大規模買付行為への対応策(本プラン)

(1) 本プランの概要

議決権割合で20%以上となる当社株式等の大規模買付行為に関する情報提供等に関する一定のルール(以下

「大規模買付ルール」という。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者による大規模買付行為に対する対抗措置を定めている。

(2) 大規模買付ルールの概要

大規模買付者は、事前に大規模買付行為の概要等を記した意向表明書及び買付の目的、買付後の経営方針など、株主の皆様や取締役会の判断に必要なかつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものである。なお、情報提供に関して、大規模買付者より合理的な説明がある場合には、取締役会は提供を求めた必要情報が全て揃わなくても、取締役会による評価を開始する場合がある。

(3) 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

取締役会は、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらず、買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において判断することになる。ただし、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、例外的に会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがある。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとる場合がある。なお、大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否かを判断するに際しては、大規模買付者側の事情についても考慮し、例えば合理的理由により必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを順守しないと認定することはしないものとする。

独立委員会の設置

取締役会が、大規模買付ルールが順守されたか否か、あるいは大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かを判断する際、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置する。独立委員会の委員は3名以上とし、当社の経営陣から独立している社外役員及び社外有識者の中から選任する。

対抗措置の発動の手続

対抗措置をとる場合、取締役会は対抗措置の発動に先立ち独立委員会に対し発動の是非について諮問し、独立委員会はその是非について勧告を行う。取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重する。具体的な手段については、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとする。

対抗措置発動の停止等について

取締役会が、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがある。対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行う。

(4) 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、大規模買付行為の是非を株主の皆様が判断する際の必要な情報等を提供することを目的としており、当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えている。

対抗措置の発動が株主及び投資家の皆様に与える影響

取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、当該決定について適時・適切に開示する。対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的・経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定していない。

ただし、大規模買付者については、大規模買付ルールを順守しない場合、大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合等、対抗措置がとられた結果として、法的・経済的側面において不利益が発生する可能性がある。

(5) 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランの有効期間は、平成23年6月29日に開催された第115回定時株主総会の日から3年間（平成26年6月開催予定の定時株主総会の時きまで）とし、以降は3年ごとに、定時株主総会の承認を経ることとする。

ただし、本プランの有効期間中であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

(6) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足している。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっている。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、買付等に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものである。

合理的な客観的発動要件の認定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されている。

独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際して、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重することとしている。

また、株主の皆様へ情報開示することとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されている。

株主意思を尊重するものであること

本プランは、平成23年6月開催の定時株主総会にて株主の皆様のご承認を頂いており、株主の皆様のご意向が反映されている。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができ、デッドハンド型買収防衛策でもスローハンド型買収防衛策でもない。

(5)研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、619百万円である。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	393,766,000
計	393,766,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月5日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	133,984,908	133,984,908	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 1,000株
計	133,984,908	133,984,908		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日		133,984,908		31,186,098		6,959,779

(6)【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	12,870	9.60
太陽生命保険株式会社	東京都港区海岸1丁目2番3号	12,090	9.02
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	8,482	6.33
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	5,289	3.94
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	4,440	3.31
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	3,623	2.70
岩谷産業株式会社	大阪市中央区本町3丁目6番4号	2,898	2.16
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	2,720	2.03
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT- TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	2,679	1.99
富士火災海上保険株式会社	大阪市中央区南船場1丁目18番11号	2,138	1.59
計		57,231	42.71

(注) 1. 株式会社みずほコーポレート銀行の所有株式には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社
株式1,888千株は含まれていない。なお、当該株式に係る議決権は、同社が留保している。

2. D I A Mアセットマネジメント株式会社及びその共同保有者であるダイヤモンド インターナショナル リミテッド
から平成24年8月3日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成24年7月31日現在で以下の株式を保有
している旨の報告を受けたが、当社として当第2四半期連結会計期間末日時点における実質所有株式数の確
認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
D I A Mアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	6,728	5.02
ダイヤモンド インターナショナル リミテ ッド	英国ロンドン市フライデー・ストリート1 番地 イーシー 4エム 9ジェイエー	331	0.25

3. フィデリティ投信株式会社から平成24年10月5日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成24年9月28日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けたが、当社として当第2四半期連結会計期間末日時点における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。
なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割 合(%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城 山トラストタワー	4,479	3.34

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,780,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 131,902,000	131,902	
単元未満株式	普通株式 302,908		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	133,984,908		
総株主の議決権		131,902	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株含まれている。
また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれている。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江 一丁目12番19号	1,780,000		1,780,000	1.32
計		1,780,000		1,780,000	1.32

(注) 当第2四半期会計期間末の自己株式数は、1,780,935株である。

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、大阪監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,673	19,289
受取手形及び売掛金	5 39,821	5 33,214
商品及び製品	7,591	8,922
仕掛品	5,483	5,964
原材料及び貯蔵品	2,174	2,235
その他	2,319	1,574
貸倒引当金	208	152
流動資産合計	76,855	71,048
固定資産		
有形固定資産		
土地	22,630	22,630
その他(純額)	16,402	16,502
有形固定資産合計	39,033	39,133
無形固定資産		
その他	262	232
無形固定資産合計	262	232
投資その他の資産		
投資有価証券	9,522	8,303
その他	3,885	3,989
貸倒引当金	506	476
投資その他の資産合計	12,901	11,816
固定資産合計	52,197	51,182
資産合計	129,052	122,230

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5 28,640	5 24,928
短期借入金	30,394	29,310
未払法人税等	283	202
引当金	1,754	1,200
その他	5,814	5,153
流動負債合計	66,887	60,797
固定負債		
社債	22	11
長期借入金	15,717	14,376
退職給付引当金	3,213	3,308
その他の引当金	22	22
その他	1,073	1,040
固定負債合計	20,049	18,759
負債合計	86,936	79,557
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,186	31,186
資本剰余金	6,959	6,959
利益剰余金	4,160	5,466
自己株式	385	387
株主資本合計	41,920	43,224
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	77	837
その他の包括利益累計額合計	77	837
少数株主持分	273	286
純資産合計	42,116	42,673
負債純資産合計	129,052	122,230

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】

【 四半期連結損益計算書 】

【 第 2 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
売上高	42,462	45,641
売上原価	32,522	34,173
売上総利益	9,940	11,467
販売費及び一般管理費	8,958	8,831
営業利益	981	2,635
営業外収益		
受取配当金	106	104
不動産賃貸料	70	69
その他	110	105
営業外収益合計	287	278
営業外費用		
支払利息	324	279
その他	362	362
営業外費用合計	686	641
経常利益	582	2,272
特別利益		
投資有価証券売却益	27	7
特別利益合計	27	7
特別損失		
投資有価証券評価損	159	415
その他	0	0
特別損失合計	160	415
税金等調整前四半期純利益	450	1,864
法人税、住民税及び事業税	140	125
法人税等調整額	130	153
法人税等合計	10	279
少数株主損益調整前四半期純利益	440	1,584
少数株主利益又は少数株主損失 ()	2	14
四半期純利益	442	1,569

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	440	1,584
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	962	759
繰延ヘッジ損益	0	-
その他の包括利益合計	962	759
四半期包括利益	522	825
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	519	810
少数株主に係る四半期包括利益	2	14

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	450	1,864
減価償却費	1,128	1,079
貸倒引当金の増減額(は減少)	264	87
受取利息及び受取配当金	112	106
支払利息	324	279
有形及び無形固定資産売却損益(は益)	-	0
売上債権の増減額(は増加)	5,029	6,912
たな卸資産の増減額(は増加)	1,800	1,872
仕入債務の増減額(は減少)	1,327	3,894
退職給付引当金の増減額(は減少)	302	94
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益)	27	7
有価証券及び投資有価証券評価損益(は益)	159	415
有形及び無形固定資産除却損	16	19
その他	407	1,366
小計	3,470	3,331
利息及び配当金の受取額	203	194
利息の支払額	316	283
法人税等の支払額	83	171
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,273	3,072
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	200	0
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	5	3
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	69	21
有形及び無形固定資産の取得による支出	678	691
有形及び無形固定資産の売却による収入	29	1
関係会社の減資による収入	-	79
関係会社株式の売却による収入	-	0
貸付けによる支出	5	-
貸付金の回収による収入	16	7
その他	60	97
投資活動によるキャッシュ・フロー	833	682
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,015	1,080
長期借入金の返済による支出	919	1,344
社債の償還による支出	11	11
自己株式の取得による支出	0	1
配当金の支払額	263	263
少数株主への配当金の支払額	1	1
リース債務の返済による支出	21	27
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,232	2,729
現金及び現金同等物に係る換算差額	30	45
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	177	384
現金及び現金同等物の期首残高	16,600	19,646
現金及び現金同等物の四半期末残高	16,777	19,262

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(連結子会社の事業年度等に関する事項の変更)

従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であった八洲化工機株式会社については、同日現在の財務諸表を使用し連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っていたが、第1四半期連結会計期間より、同社が決算日を3月31日に変更したことに伴い、当第2四半期連結累計期間は平成24年1月1日から平成24年9月30日までの9ヶ月間を連結している。

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

一部の連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

これによる当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響額は軽微である。

【追加情報】

(連結納税制度の適用)

当社および一部の連結子会社は、第1四半期連結会計期間より連結納税制度を適用している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
従業員の金融機関借入金に対する保証債務	308百万円	276百万円

2 手形割引高及び裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形割引高	3,107百万円	2,667百万円
裏書譲渡高	268	33

3 コミットメント等について

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行14行と当座貸越契約及びシンジケーション方式によるコミットメントライン並びにタームローン契約を締結している。

借入未実行残高は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
当座貸越極度額	1,050百万円	1,450百万円
コミットメントラインの総額	33,000	33,000
タームローンの総額	17,000	16,000
借入実行残高	43,855	41,862
差引額	7,195	8,587

4 財務制限条項等の付保

前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
短期借入金のうち26,000百万円、長期借入金(1年以内返済分を含む)のうち17,000百万円については、財務制限条項等が付されている。	短期借入金のうち25,000百万円、長期借入金(1年以内返済分を含む)のうち16,000百万円については、財務制限条項等が付されている。
(1)各決算期末及び第2四半期連結会計期間末に関し、連結及び単体での純資産残高は300億円以上を維持すること。	(1)各決算期末及び第2四半期連結会計期間末に関し、連結及び単体での純資産残高は300億円以上を維持すること。
(2)平成24年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体での営業損益は2期連続で損失とならないこと。	(2)平成24年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体での営業損益は2期連続で損失とならないこと。
(3)平成24年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体での有利子負債より現預金を差し引いた額を純資産額により除して算出した数値は、1.0を超過しないこと。	(3)平成24年3月期以降の決算期に関し、連結及び単体での有利子負債より現預金を差し引いた額を純資産額により除して算出した数値は、1.0を超過しないこと。

5 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしている。なお、当四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間残高に含まれている。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
受取手形	2,724百万円	1,481百万円
支払手形	2,068	1,257

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
運送・荷造費	1,791百万円	1,793百万円
給与手当	2,143	2,163
退職給付引当金繰入額	392	210
賞与引当金繰入額	535	527
貸倒引当金繰入額	64	28

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
現金及び預金勘定	17,005百万円	19,289百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	227	27
現金及び現金同等物	16,777	19,262

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	264	2.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	264	2.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月5日 取締役会	普通株式	264	2.00	平成24年9月30日	平成24年12月7日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	パイプシス テム事業	機械シス テム事業	産業建設 資材事業			
売上高						
外部顧客への売上高	24,290	9,568	8,603	42,462	-	42,462
セグメント間の内部売上高 又は振替高	75	0	316	392	392	-
計	24,366	9,569	8,919	42,854	392	42,462
セグメント利益	517	452	60	1,029	48	981

注)1 セグメント利益の調整額 48百万円には、セグメント間取引消去27百万円、各報告セグメントが負担する販売間接費、一般管理費、試験研究費の配分差額 19百万円及び棚卸資産の調整額 55百万円が含まれている。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項なし。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項なし。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項なし。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	パイプシス テム事業	機械シス テム事業	産業建設 資材事業			
売上高						
外部顧客への売上高	25,089	12,482	8,069	45,641	-	45,641
セグメント間の内部売上高 又は振替高	83	30	365	479	479	-
計	25,172	12,512	8,435	46,121	479	45,641
セグメント利益	1,516	782	156	2,455	180	2,635

注)1 セグメント利益の調整額180百万円には、セグメント間取引消去26百万円、各報告セグメントが負担する販売間接費、一般管理費、試験研究費の配分差額324百万円及び棚卸資産の調整額 170百万円が含まれている。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項なし。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項なし。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項なし。

(金融商品関係)
記載すべき事項なし。

(有価証券関係)
記載すべき事項なし。

(デリバティブ取引関係)
記載すべき事項なし。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	3円35銭	11円88銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	442	1,569
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	442	1,569
普通株式の期中平均株式数(千株)	132,213	132,208

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)
該当事項なし。

2【その他】

平成24年11月5日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議した。

(イ) 配当金の総額.....264百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....2円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成24年12月7日

(注) 平成24年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行う。

当社の水道用ダクタイル鋳鉄管の営業の一部について、当社従業員の行為が独占禁止法に違反するとして、平成11年12月に公正取引委員会から課徴金の納付命令を受けたが、その対象・範囲に不服があるとして平成12年1月に審判手続きの開始を請求し、当社の見解を主張してきた。しかしながら、平成21年6月30日付で公正取引委員会より課徴金2,934百万円の納付を命ずる審決書の送達を受けた。当社は、この審決において、当社の主張が認められなかったことから、平成21年7月22日付で、東京高等裁判所に対し、審決取消訴訟を提起したところ、平成23年10月28日付で当社の請求を棄却する旨の判決が出された。当社はこれを不服として、平成23年11月11日付で最高裁判所に対して上告および上告申し立てを行った。

平成24年10月25日に、最高裁判所より、(1)本件上告を棄却する(2)本件を上告審として受理しない旨の決定がなされた。

なお、本件については、平成21年3月期において、課徴金を特別損失に計上し、かつ、平成21年8月31日付で全額を納付済みである。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月5日

株式会社栗本鐵工所
取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	馬場 泰徳 印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	堀 亮三 印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	坂東 和宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社栗本鐵工所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。